

「男女共同参画社会」 の学習

1 基本法と基本計画から

「男女共同参画社会」は男女平等を求める多様な運動、研究、行政施策の蓄積から生まれた日本独自の概念である。その集約として男女共同参画社会基本法（基本法と略す）が1999（平成11）年に成立した。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条1号）との男女共同参画社会の定義と5種の基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調：第3条～第7条）が明記された。

さらに基本法を施策化する男女共同参画基本計画（基本計画と略す）の第1次が2001（平成13）年に、第2次が2005（平成17）年に閣議決定された。その双方に「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進」が重点分野におかれ、「男女平等を推進する教育・学習」と「多様な選択を可能にする教育・学習社会の充実」が施策の基本方向とされた。特に前者では初等中等教育、高等

教育、社会教育の充実と教育関係者の意識啓発、調査・研究の充実が、後者では生涯学習の推進、エンパワーメントのための女性教育・学習活動や進路・就職指導の充実が、文部科学省を担当省とする具体的施策として展開された。

2 文部科学白書と新学習指導要領

第2次基本計画に応じ、平成18年度文部科学白書は「人権尊重を基盤にした男女平等観の形成」の促進を目的に、「男女平等の理念に基づく教育が、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において行われること」の重要性を強調した。特に学校教育では児童生徒の発達段階に即し、「男女の平等や相互の理解・協力」を指導し、「男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度」を身に付ける「進路指導や就職指導の充実」に努めると報告した。

また第2次基本計画で「新たに取組を必要とする分野」にあげられた「科学技術分野における女性の参画の推進」に言及し、「女子高校生などの理工系分野への進路選択の支援」への取組を紹介した。「女性の再チャレンジ支援」のために、女性の個性と能力を十分発揮できる環境整備に努めていることも強調した。

このように文部科学省の施策は多岐にわたるが、学校での公民教育との関係は2008（平成20）年版学習指導要領に明らかである。男女共同参画社会の言葉は見出せないが、中学校社会科公民的分野「2内容」の次の中項目が重要である。

「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、

現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」「（1）私たちと現代社会」「イ現代社会をとらえる見方や考え方）」

いうまでもなく直接関係するのは「個人の尊厳と両性の本質的平等」だが、「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義」は「共同参画」の学習の意義に重なる。また、「対立と合意、効率と公正」が「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」にあるとの視点も重要である。

中学校学習指導要領解説社会編（解説と略す）には、「集団に所属する人は、一人一人個性があり多様な考え方や価値観、また利害の違い」があって「問題（トラブル）や紛争が生じる」が、「『対立』が生じた場合、多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうる」ように「『合意』に至る努力」を理解させる、とある。実は「男女共同参画社会」もまた対立を内在した概念である。

3 立場の多様性と学習の課題

先に基本法が多様な運動や研究から生まれたことを指摘した。それは対立も含む様々な立場の人たちが関わってきたことを意味する。その代表が社会的文化的性差（ジェンダー）に対する評価の相違である。男女平等の理念は理解できても、伝統的な男女観の文化を尊重し性別役割分業を認める人たちとそれらの解消を求める人たちとの対立の根は広く深い。

だが一方で基本法や基本計画には、男女共同参画社会は、性差ではなく個性や

能力による評価を必要とする産業構造の変化が背景にあると記される。男女共同参画社会は、学習指導要領改訂を求めた知識基盤社会と表裏の関係にある。

他方、女性の就業が必要な社会に変化しても、家事育児は女性の役割とする意識と制度が変わらなければ、結婚、出産、育児を選択する女性の減少を避けえない。少子高齢・人口減少が進行する社会的背景であり、育児支援、介護支援、ワークライフバランスが家庭、地域、職場での共同参画促進施策に並ぶ理由である。そして現在の小中高生の「生きる力」が発揮される場合は、情報化、グローバル化、少子高齢化が高度に進行する社会である。彼ら彼女らにとって男女共同参画社会は、知識基盤社会と少子高齢社会の課題を同時に解決するために、伝統的な文化や慣習との対立を伴っても実現すべき世界である。このことは日常経験に根ざした価値判断を学習者に迫る単元、教材、授業の開発が、男女共同参画社会の学習の課題になることを意味する。さらに、男女共同参画社会の学習が公民教育全体を貫く原則の1つになることも示唆する。先の中項目の解説末尾にある「ここで習得した『見方や考え方』は、これ以降の学習において活用するとともに、繰り返し吟味して、さらに広く深く成長させていくことが大切」との指摘は重い。その実践化が最重要課題になる。

（馬居 政幸）

【参考文献】

- ①内閣府「男女共同参画社会基本法逐条解説」
- ②大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会、2002年

韓国の公民教育

1 社会科として実施

韓国の学校教育は日本の学習指導要領に相当する「教育課程」に基づき実践される。現在は1997年改訂の第7次教育課程が実施される一方で、2007年告示の改訂教育課程が実施準備段階にある。そのため、まず現在の公民教育の特徴を第7次教育課程から紹介し、次いで2007年改訂教育課程での変更点を指摘する。

韓国の学校教育は、歴史教科書問題を代表に、日本批判とともに紹介されることが少なくない。だが実は、学校制度の構造は、その問題点も含め日本と共通部分が多い。第二次世界大戦後に日本から独立し建国されたため、日本統治時代の教育資源を受容せざるをえなかったからである。また、次に示す建国時の教授要目と7次にわたる教育課程のいずれもが、日本と同様に、米国の影響下で作成・改訂されてきたことも理由にあげられる。

i 教授要目期;1946~1954:米軍政下,
ii 第1次教育課程期;1954~1963:教科中心教育課程・反共道義教育の強調, iii 第2次教育課程期;1963~1974:経験中心教育課程, iv 第3次教育課程期;1974~1981:学問中心教育課程, v 第4次教育課程期;1981~1988:経験・学問・人間中心視点の統合, vi 第5次教育課程期;1988~1992:統合と地域化の強調,

vii 第6次教育課程期;1992~1997:民主市民資質育成の強調, viii 第7次教育課程期;1997~:学習者中心教育課程

ちなみに学校制度の類似点をあげると、初等学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学校4年(総合大学が大学校、総合大学の学部もしくは単科・短期大学が大学)を基本にした単線型。教育課程では、社会科がSOCIAL STUDIESをモデルに米軍政下の1946年に設置される(当初は社会生活科と翻訳)。いずれも、日本の戦後教育改革と重なる。

現在の社会科は、第7次教育課程のもとで、初等学校3年から高等学校3年まで一貫する教科としての位置を占める。また初等学校1、2年には、「私は1年生」(入学後1月)、「正しい生活」(道徳)、「楽しい生活」(音楽・美術・体育)、「賢い生活」(社会・理科)という4種の統合教科が設置されている。この「賢い生活」を含めて、社会科は12年間にわたり実施される教科ともみなされる。

したがって、韓国の公民教育は日本と同様に社会科を構成する領域の1つとして行われる。ただし、公民ではなく「社会」もしくは「一般社会」の名称が用いられる。また、次に示す第7次教育課程の社会科について述べられる章の冒頭の文に見られるように、日本の社会科の目標を構成する公民的資質に相当する概念は「民主市民資質」である。

「社会科は社会現象を正しく認識して、社会知識の習得と社会生活に必要な機能を培い、民主社会構成員に要請される価値と態度を持つことで民主市民としての資質を育成する教科である」

民主市民を用いる第1の理由は、いうまでもなく日本統治時代の公民概念の否定だが、市民性教育を強調する米国の影響とも考えられる。さらに幾多の民主化闘争を経て、選挙による政権交代を可能にする社会を築いてきた韓国の人々の重い歴史が、民主主義や市民という概念の基盤にあることも読み取りたい。

ところで、初等学校の社会科は、子どもの社会生活の広がりに基づいた「総合型」である。中・高等学校の社会科は、「歴史」「地理」「一般社会」という3領域を組み合わせた「分科型」である。ここまでは日本の社会科とほぼ同型である。だが、中・高等学校の自国史は「国史」の名称で重視され、社会科に含まれるものの教科書は別である。韓国の教科書は1種(国定)と2種(検定)に分かれるが、初等学校の社会科と中・高等学校の国史は1種教科書、国史を除く中・高等学校の社会科は2種教科書である。

すなわち、初等学校は3年から6年まで各2冊の社会科(全国共通)の教科書をもとに学習。中学1年では「地理」と「世界史」の領域を1冊にまとめた社会科教科書(各学校で決定)を週3時間学ぶが、中学2年は「世界史」と「一般社会」をまとめた社会科教科書を週3時間学ぶことに加え全国共通の国史教科書を週1時間学習する。中学3年は「一般社会」と「地理」をまとめた社会科教科書を週3時間、国史教科書を週2時間学ぶ。高校1年でも、「地理」、「世界史」、「一般社会」を1冊にまとめた社会科教科書を週3時間、国史教科書を週2時間学ぶ。

それに対して、高等学校2年と3年の

社会科では10種の選択科目から4科目ずつ選択する。これは高等学校1年までと高等学校2、3年の教育課程が大きく異なることを意味する。

2 国民共通基本教育課程

第7次教育課程の基本命題は「需要者中心」、「学習者中心」教育。それは一方で学習者の能力や興味を尊重する「個別化学習」と「水準別教育課程」として、他方で学習者が学習内容の選定や学習課程に能動的に参加する「自己主導的学習」として具体化される。特に水準別教育課程は教育課程全体を規定する原則で、初等学校1年から高等学校1年までの10年を国民共通基本教育課程、高等学校2、3年を選択中心教育課程と位置づける。さらに、基本教育課程は共通履修部分とより高度な内容を求める者に用意した「深化課程」からなる。学習が遅れる者には「補充課程」が用意される。

社会科の国民共通基本教育課程は、「人間と時間」、「人間と空間」、「人間と社会」の3領域に区分される。日本の歴史的分野、地理的分野、公民的分野にほぼ相当する。「人間と社会」領域に配置された内容を紹介したい。日本の社会科と重なる部分が多いことを確認できよう。

初等学校:3学年;物資の流通, 地元の施設でする仕事, 地元の発展のための努力, 4学年;地域の生産活動, 家庭の形態と暮らし向き, 趣味と余暇生活, 住民自治と地域問題の解決, 5学年;我が国の経済成長, 情報化時代の生活, 6学年;民主政治の基本原則, 民主市民の権利と遵法精神, 平和統一と民族の未来

中学校:7学年;地域と社会探求, 8

学年；現代世界の展開，現代社会と民主市民，個人と社会の発展，社会生活と法規範，9学年；民主政治と市民参加，民主市民と経済生活，市場経済の理解，現代社会の変化と対応，地球村社会と韓国

高等学校：10学年；市民社会の発展と民主市民，政治生活と国家，国民経済と合理的選択，共同体生活と社会発展，社会変動と未来社会

高等学校2，3年で学習する選択中心教育課程は次の10科目で構成される。人間社会と環境(4)，韓国地理(8)，世界地理(8)，経済地理(6)，韓国近・現代史(8)，世界史(8)，法と社会(6)，政治(8)，経済(8)，社会・文化(6)

()内は単位数

3 現状の問題と教育課程の改訂

第7次教育課程に示される社会科の社会(一般社会)領域の内容は日本の公民的分野と類似点が多いが，異なる特徴もみられる。それを示唆するのが先に紹介した教育課程の社会科の性格について述べられた部分に続く次の文である。

「社会科は地理，歴史及び社会科学の概念と原理，社会制度と機能，社会問題と価値，そして研究方法と手続きに関する要素を統合的に選定，組織し，社会現象を総合的に理解し，探求する。」

第7次教育課程での社会科は，先の「人間と社会」の内容でも確認できるように，社会領域を初等学校3年から明確に位置づけ，社会科学の成果を積極的に取り込む。いずれも米国の影響とみなせるが，教育課程の作成が行政官ではなく研究者による割合が高いことを反映したのもある。このことは最新の教育理論に基

づき作成できる点でプラスだが，実践化において授業者の教師との間にズレが生じやすいマイナス面を否定できない。

実際に第7次教育課程に基づく授業実践が進行するに従い，国民共通教育基本課程と選択中心教育課程の区分や深化課程の意義は明確でも，基本課程の量が多く，深化課程に進む余裕がないことが問題になっている。また深化課程の実践方法が明確でなく，補充課程を実施する条件も整っていない。選択中心教育課程においても，20名以上の希望があれば新科目設置が原則だが，人的条件を整えることができず，校長の判断で柔軟に運営せざるをえないのが実情である。本来の趣旨と異なり，大学受験の有利不利が選択基準になる傾向も指摘される。

水準別教育課程とともに学習者中心教育の具体化として提示された個別化学習や自己主導の学習も同様の問題点が生じている。特に社会科の場合，生活経験と結ぶ多様な活動によって理解の深化を求める学習と社会科学を構成する知識体系の教授という2つの側面の対立が，日本と同様に韓国でも問題にされ，教育課程が求める学習方法の展開を阻んできた。

これらの現状の問題点に対して2007年改訂教育課程はどのような回答を提示しているか。3点紹介しておきたい。

その1つは歴史教育の強化を目的にした分科型への転換である。まず中学校では，国史と世界史が一体化した「歴史」が独自の教科目になり，社会科の総合性は「地理」と「一般社会」で構成されることになる。また初等学校では，現在は民主政治，地球村社会とともに6学年に

おかれている国史が5学年に移って1年間の課程になる。初等学校は外形的には総合型だが内容は分科型に，中学校は外形的にも内容でも分科型に変わる。

2つ目は教育課程の大綱化と内容の弾力化である。現在の社会科教育課程は大主題→小主題→成就基準の順に詳細に記述される。改訂教育課程では大主題→成就基準と簡略化され，内容も包括的になる。教科書開発や教師の裁量権の拡大が目的である。また実践化で問題視される深化課程は削除され，個人化は教授・学習方法での対処になる。これも現場教師の力量に委ねる方向への転換といえる。

3つ目は変化に即応するための改訂の随時化，部分化，流動化である。日本と同様に韓国の教育課程は10年を単位に全面改訂されてきた。だがそれでは時代と社会の変化に対応できないとして，随時，部分的に改訂する方式に転換した。このような変化への即応という方針は，特に社会科の内容に反映され，低出生(少子化)を代表に現代社会の課題が各学年に積極的に取り入れられている。

もう1つ教育課程改訂と並行する検定教科書の自由度の拡大方向での教科書行政の変化の意義を確認しておきたい。特に，「学校で児童・生徒たちの教育のために使用される書籍・音盤・映像及び電子著作物など，児童・生徒用教科書と教師用指導書」と定義される韓国の教科用図書が多様性に注目したい。教師の授業実践における選択の幅を広げ，変化への即応度を高めるからである。とりわけ電子著作物が含まれることを重視したい。

4 課題と可能性

韓国は1997年の経済危機を契機に国家戦略としてIT(情報技術)化を促進した。教育部でも2001年度から全授業の約30%にICT(情報コミュニケーション技術)活用を求める一方で，全教員にノートパソコンを配布し，ICT活用に関する教員研修(最低60時間)を義務付け，教室にインターネットと繋がったパソコンと液晶プロジェクターを配置した。またKERIS(韓国教育学術情報院)はICT教材を開発し，グラフィックや学習モジュール形式でビデオやCDに収める一方でWEB上に公開した。教員養成系大学や研究機関あるいは市・道の教育庁でも開発を進め，全国の教師が利用可能なデータベースを作成した。教師も授業の進行状況や自己学習のための資料を学校のホームページで公開し，子どもと親が家庭で自由にアクセスできるようにした。

この変化は社会科とりわけ社会領域にとって重要である。教育課程改訂の社会科の背景として高度情報社会で生じる直接民主制への転換が強調され，現実に選挙のたびにインターネットの影響が指摘される。新たな価値を伴う情報技術活用能力は，まさに今と未来を担う「民主市民資質育成」の最重要課題といえる。だがその学習方法は明確でない。これは日本も含め急激にIT化を進行させる国と社会に共通する課題である。教育課程の転換とともに，韓国の社会科は今，壮大かつ先駆的な実験の過程にある。

(馬居 政幸)

【参考文献】

①韓国教育人的資源部「第7次教育課程」
「2007年改訂教育課程」